

第 1 7 回小浜市農業委員会議事録
(縦覧用)

と き 令和6年10月28日(月)午後4時00分

ところ 小浜市役所 3階 302会議室

出席委員

1 番 岡田昌樹	2 番 早俊夫	3 番 福永信明
4 番 赤尾裕子	5 番 河嶋幸男	6 番 和田千代
	8 番 内田篤宏	9 番 岡本康次
10 番 松尾志信		

欠席委員

7 番 東清俊		

遅刻委員

出席事務局 藤本課長、山崎、田中、荒木

令和6年10月28日（月）午後4時00分小浜市役所3階302会議室において、第17回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第63号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第64号 現況証明申請について
- 議案第65号 小浜市農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第66号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第67号 小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 報告第20号 農地改良工事の届出について

【議長】ただいまより第17回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

それでは、事務局より報告をお願いします。

<事務局長より10月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として4番赤尾委員、8番内田委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、2番早委員、6番和田委員でした。

それでは、『議案第63号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第63号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第64号現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第64号現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第65号小浜市農業振興地域整備計画の変更について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、異議のない方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので『議案第65号小浜市農業振興地域整備計画の変更について』は、原案どおり異議なしとさせていただきます。

続きまして『議案第66号農用地利用集積計画の承認について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それでは、『議案第66号農用地利用集積計画の承認について』ご審議願います。
(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第66号農用地利用集積計画の承認について』は、原案どおり承認とさせていただきます。

続きまして『議案第67号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』を上程いたします。なお、〇〇にかかる〇番委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第11条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。〇番委員は審議前に退室をお願いします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それでは〇番委員関連について審議を行いますので、〇番委員は退室してください。

<〇番委員退室>

【議長】それではご審議願います。
(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、異議のない方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第67号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。〇番委員は入室してください。

<〇番委員入室>

続きまして、『報告第20号農地改良工事の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】ただ今の説明に対し、意見等ございましたらお願いします。

【1番委員】作土が敷地全面に盛られていないようになっているけど、これはいいんですか。

【事務局】嵩上げたあとに作土を乗せるということで必ずしも農地の全面に作土がないと農地として認められないということはありません。耕作がそこでできれば特に問題はな

いと考えています。

【1番委員】極端に言えば、半分作土が乗った状態でも認めてもらえるのかということ。

【事務局】そこは感覚になってしまうのではっきり申し上げにくいですが、例えば獣害柵を設置したり通作用に通り道が必要であるということで、全面に作土を乗せるのではなくてちょっと間隔を空けて畑として使うのは特に問題はないのではないかと考えております。

【1番委員】了解です。というのは、断面図の擁壁は作土のところまで上がっていないので、邪推かもしれないですが、将来、他のことに使いたいのでとりあえず作土をのせて畑にしようかというふうに見えてしまう。

【議長】他にございますか。私からひとついいですか。農地改良というのは昔からありますけど、一時こういう盛り土するのって一時転用とっていましたよね。その辺りの仕分けというのはどうなるんでしょうね。

【事務局】確かに建設残土を利用した農地改良工事は一時転用を申請してもらおうという取り扱いを小浜市は近年ではしていたんですけど、今回はおそらく土は横の駐車場と一緒に施工するので建設用残土を利用することになるんだろうなとは思いますが、一時転用とすると転用の目的は残土置場という形で一時転用になってしまうので、今回は残土置場として利用するわけではなく、農地を使いやすくするために嵩上げをするということで今回は届け出ということになっております。今回、面積も小さい面積ということと工事の期間も農閑期にされるということもあって、一時転用が必要な案件ではないと判断しました。

【議長】農地が主になっていけば農地改良でもいいということですね。

【事務局】そのあたり判断が難しいんですけど、残土処理場として使われるわけではないということで処理させていただきました。

【5番委員】今回、地権者と直接話をさせていただきました。そうすると、真ん中に畑をしていたので、かさ上げして自分は畑をしたい、という話でした。自分が畑をする気はあるのだと感じました。

【議長】他にございますか。これですべての議案を終了しました。その他、何かございましたらお願いします。

【議長】また、農業委員、農地利用最適化推進委員より農地利用最適化推進活動報告があればお願いします。

【田中推進委員】谷田部ですが、話がうまい具合に進んでいなくて止まっている状態です。まだ話し合いが持っていないです。

【3番委員】先週23日国富地区のなかで営農している担い手、4法人2個人の6経営体に集まってもらって目標地図の話し合いを行いました。

【6番委員】市の環境衛生課のコウノトリ保全の協議会に参加している。遊休農地をビオトープ化するという話もある。遠敷地区の神宮寺・忠野地域で水が豊富な遊休地があるので、見て回って地域の方の協力をもらえるよう話をしていきたい。

<事務局事務連絡>

<事務局長来月の日程報告>

【議長】他にないようでしたら以上をもちまして、第17回農業委員会を終了させていただきます。